

このメールマガジンは、メールでの情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/// I N D E X ///

- ・特集..... 面接練習の方法「想定問答」
- ・支援情報..... ライフマネープランセミナー開催！
- ・12月の予定..... 定期法律相談
- ・編集後記..... 子どもの養育に関する「合意書作成の手引き」配布スタート

■ 特 集

◆面接練習の方法「想定問答」

面接の練習では、自己PRをはじめ、応募書類作成の段階で整理された情報をもう一度会話としてイメージし直すことが有効です。実際の面接での受け答えがスムーズに展開できるよう、一般的な質問例・質問に対しての回答を考え、確認していきましょう。

【質問例】

1. 当社を希望した理由はなんですか？
2. あなたの経歴を簡単に説明してください。
3. 前の会社を退職した理由をお聞かせください。
4. どんな仕事をしてきましたか。その中で自信があることは？
5. あなたの自己PRをしてください。(1分間)
6. あなたの長所・短所を述べてください。
7. あなたは我が社のどこに関心を持って応募しましたか？
8. 採用になった場合、急な残業は可能ですか？
9. 子どもが病気になった時の対応はどうしますか？
10. 最後に何か質問はありますか？

◎ここで大切なのは、頭で整理するのではなく、紙に書いて声に出すこと。紙に書いて目で見て声に出して耳で聞いて確認することで、頭に入っていきます。また、質問例10は、就職への意欲を伝えるチャンスです。質問を2～3点用意し、必ず質問しましょう。

○YELLながさきでは、想定問答を一緒に考えたり、模擬面接などの支援を行っています。面接は、事前準備をし、緊張感のある状況での実践的な練習(模擬面接)を多く経験することで、肩の力を抜いて本番に臨むことができます。久しぶりに面接を受ける方、緊張しやすく不安な方、自信をつけたい方、本番前に練習してみませんか？あなたらしさを伝えられるよう全力でサポートします。ぜひ、ご相談ください。(^^)

■ 支援情報

◆ライフマネープランセミナー開催！

ひとり親家庭等の方々が将来安心して生活を送っていただくために「自分で描く未来予想図 ライフマネープランセミナー」を開催します。「子どもに係る教育資金」について、ライフプランナーからのアドバイスを聞いた後、様々な教育資金等の貸付の話や申請方法を学びます。専門の方々から直接話が聞ける貴重な機会です。ぜひ、ご参加ください。

【内容】

- 子どもが成人するまでに必要な費用・教育費について
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について
- 生活福祉資金貸付について
- 国の教育ローンについて

【日時】平成28年12月13日（火）18:00～20:30
【会場】長崎古町教会
【対象】ひとり親家庭の母・父および寡婦等 ※受講料・託児無料
【締切】12月12日（月）

※詳細はYELLながさきホームページにて
<http://www.yell-nagasaki.jp/seminr>

【お申込み】

FAX・TEL・メール・QR コードのいずれかにより「YELLながさき」
までお申し込みください<(_)>

◇申込用紙

http://www.yell-nagasaki.jp/wp-content/uploads/2015/11/LifePlan_App.pdf

■ 12月の予定 _____

◎ 「YELLながさき定期法律相談」

12月21日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も
行っております。まずはご相談ください<(_)>

■ 編集後記 _____

◆子どもの養育に関する「合意書作成の手引書」配布スタート

昨年の離婚件数は約23万件で、未成年の子どもがいたケースは約12万件にも上ります。そのうち養育費の取り決めに離婚時に行っている親は6割程度にとどまっているそうです。その背景には合意や話し合い自体が難しいという実情があります。特に、養育費の取り決めがないひとり親家庭は、養育費支払いをめぐるトラブルが多発し「子供の貧困」状態に陥りやすくなっています。

このような状況の改善に向けて、法務省は、離婚する夫婦に未成年の子どもがいる場合の養育費や面会交流に関する新たな「合意書作成の手引書」を作成し、10月から全国の自治体の戸籍窓口で対象者に配布を始めています。

「養育費」と「面会交流」の取り決め方やその実現方法について分かりやすく説明されているとともに、「子どもの養育に関する合意書」のひな型も記入例とともに添付されています。さらに、養育費の支払期間や金額、面会交流の内容や頻度などが書き込めるようになっています。

詳しくは、法務省民事局の下記ホームページをご覧ください。

◎ 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

エール長崎では、弁護士による無料の法律相談を行っています。離婚を考えているがどんな準備が必要か、養育費の取り決めや履行の確保についてなど、離婚前の相談も承っています。

最後まで読んでいただきありがとうございました<(_)>

////////////////////

@エールながさきのメールマガジン

発行日：毎月2回発行（休刊：祝日、年末年始など）

※ご意見ご感想はこちらまで

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

@YELLながさき通信

毎月、情報誌「YELLながさき通信」を発行しています。

ご購入希望の方はご連絡ください。

また、ホームページからも読む事が出来ます。

http://www.yell-nagasaki.jp/yell_tuushin

